

[事案 2021-204] 新契約無効請求

・令和4年3月8日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年6月に契約した養老保険（入院特約付）について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1) 契約に際し募集人から、保険料および満期保険金額等について、書面による説明はなく、支払保険料よりも満期保険金が少ないことの説明もなかった。
- (2) 契約当時、自分の母が要介護状態にあり目を離すことができず、募集人から説明を受けることは困難であった。
- (3) 同時期に自分の母が契約した保険は、保険会社と交渉した結果、既払込保険料が返金された。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、募集人は設計書を用いて、保障内容や保険料等の具体的内容を十分に説明している。
- (2) 申込みにあたって、申立人から要望を受け入院特約を付加している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。